

7 監 第 5 2 号
令和8年1月19日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和7年度公の施設の指定管理者監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

7 監 第 5 2 号
令和8年1月19日

二本松市議会議長 本多 勝実 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和7年度公の施設の指定管理者監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和7年度公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、二本松市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し実施した。

2 監査の概要

(1) 監査の種類（根拠法令）

公の施設の指定管理者監査（地方自治法第199条第7項）

(2) 監査の対象

① 対象団体及び所管部局

- | | |
|---------|----------------------|
| ア 指定管理者 | 特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会 |
| イ 管理施設 | 城山市民プール |
| ウ 所管部局 | 教育委員会生涯学習課 |

② 対象範囲

公の施設の指定管理者の指定手続き及び前年度の決算状況、今年度の財務等その他の事務に関する執行状況。

(3) 監査の実施日程等

- | | |
|----------|-------------------------|
| ① 監査の期間 | 令和7年12月26日から令和8年1月15日まで |
| ② 監査委員監査 | 令和8年1月15日 |
| ③ 監査実施場所 | 監査委員事務局
城山市民プール |

(4) 監査の着眼点

所管部局の指定管理者の指定手続き及び指定管理者に対する指導監督が適切に行われているか、また、指定管理者が行う公の施設の管理業務が条例及び協定等に基づいて適切に行われているか等を主眼とした。

(5) 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料及び書類並びに帳簿類を調査するとともに、所管部長以下関係職員の出席のもと、事務事業の概要及び執行状況について説明を受け、必要に応じて質疑等を行った。

また、現地に出向き、指定管理者立会いのもと、施設の管理運営状況、経理状況及び出納その他の事務等について説明を受け、関係書類及び帳簿類の内容を調査し、必要に応じて質疑等を行った。

3 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、次に記載のとおり意見要望とする事項があったので、内容を十分把握・精査のうえ、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善及び留意すべき事項で軽微なものについては、監査執行の際に改善を指導した。

4 意見要望とする事項

(1) 指定管理者

(2) 所管部局

利用者状況を確認すると、市内利用者が市外利用者を下回って推移していることに鑑み、市ホームページ内容の再点検・充実は勿論のこと、高齢者等にも当該施設の存在を認知してもらうため、広報にほんまつ等の紙媒体も効果的に活用し、分かり易く説得力のある周知に努め、市内利用者の更なる増加を図ること。

また、交通弱者と言われる高齢者等の利用促進を図る観点から、バス利用におけるアクセスについて、バス路線運営会社等関係機関との協議を進め、利便性の向上を図ること。